

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合電算システムの管理運営及び個人情報の保護に関する条例施行規則

平成 14 年 9 月 27 日
規 則 第 2 号

改正 平成 18 年 1 月 25 日 規則第 1 号
平成 24 年 3 月 30 日 規則第 2 号

福井坂井地区広域市町村圏事務組合電子計算組織の管理運営及び個人情報の保護に関する条例施行規則（昭和 60 年規則第 1 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 システムの運用（第 5 条～第 21 条）
- 第 3 章 審議会（第 22 条～第 24 条）
- 第 4 章 補足（第 25 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合電算システムの管理運営及び個人情報の保護に関する条例（昭和 60 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 記 録 媒 体 情報が電子的に記録されている媒体等をいう。
- (2) デ ー タ 電算システムの利用に係る入出力帳票に記録された情報及び記録媒体をいう。
- (3) ドキュメント 電算システムを稼働させるためのシステム設計書、プログラム説明書、操作手引書その他の取扱い要領及び仕様書等をいう。
- (4) 端 末 装 置 事業者が提供する電算システムを利用するために、ネットワークを介して接続されているデータの入出力機器をいう。
- (5) 電 算 処 理 電子計算機及び端末装置に情報を記録させ、定められた手順に従いデータを処理することをいう。
- (6) シ ス テ ム 1 つの目的を遂行するためのいくつかの単体、機能等が有機的に結合したものをいう。
- (7) プ ロ グ ラ ム 定められた一連の作業を指令するための手順を電子計算機に精密に記述したものをいう。
- (8) I D C（インターネッ 各種サーバーを設置・保管し、システムの提供、運用及び保守に関するサ

ト・データ・センター) サービスなどを提供する施設のことをいう。

- (9) LAN(ローカル・エリア・ネットワーク) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合同約(昭和45年福井県指令地第371号)第2条に規定する市町(福井市を除く。以下「関係市町」という。)の自庁内コンピュータ・システム用の通信回線をいう。ただし、関係市町の出先機関との通信回線を含む。
- (10) セキュリティ データの参照又はシステムの利用に際して、不正使用者を防止し、又はデータの流出入及び改ざんを防止することをいう。

(管理組織)

第3条 条例第1条に規定する目的を達成するため、電算システム運営管理者(以下「運営管理者」という。)を置き、事務局長の職にある者をもって充てる。

- 2 運営管理者の事務の一部を処理するため、電算システム運営副管理者(以下「運営副管理者」という。)を置き、総務課長の職にある者をもって充てる。

(調査研究機関)

第4条 電算システムの適正な運営管理及び高度利用について調査研究を行うため、福井坂井地区広域市町村圏事務組合電算システム高度利用研究会(以下「研究会」という。)を置く。

- 2 研究会の組織その他必要な事項は、別に定める。

第2章 システムの運用

(システムの形態)

第5条 システムの形態は、システムサービス提供事業者(以下「事業者」という。)がIDCにおいて提供する総合行政情報システムをインターネット回線を通じて利用するものとする。

(システムの運用)

第6条 IDCの管理及び運用は、事業者が行うものとする。ただし、運営管理者は、関係市町の職員がシステムを支障なく利用できるよう必要な支援を行わなければならない。

(LANの維持管理)

第7条 関係市町に設置するLANは、関係市町において維持管理するものとする。

- 2 関係市町は、LANのセキュリティの確保についての方針を決定するものとする。

(電算処理の区分)

第8条 電算処理の区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新規処理 新たに業務サービスを利用することをいう。
- (2) 変更処理 既に利用している業務サービスの内容を修正し、又は変更して利用することをいう。
- (3) 廃止処理 業務サービスの利用を廃止することをいう。

(システム導入計画)

第9条 福井坂井地区広域市町村圏事務組合の事務局の設置に関する条例(昭和45年条例第4号)第2条に規定する事務局(以下「事務局」という。)にて作成するシステム導入計画は、研究会において調査研究を行った上で作成するものとする。

- 2 システム導入計画によりシステムの導入を行う場合は、当該システムの内容について研究会で調査研究を行うものとする。

(新規処理の申請)

第10条 関係市町は、新規処理が必要となった場合には、電算処理申請書（様式第1号）を、十分な余裕を持って運営管理者に提出するものとする。

2 運営管理者は、前項の規定により申請書を受理したときは、必要に応じ研究会に調査研究を依頼するものとする。

3 運営管理者は、第1項の電算処理に係る申請の諾否を決定したときは、電算処理決定通知書（様式第2号）により、申請した関係市町に通知するものとする。

（変更処理の申請）

第11条 関係市町は、変更処理が必要となった場合には、電算処理申請書を、処理を開始しようとする年度の前年度の当初までに運営管理者に提出するものとする。

2 運営管理者は、前項の電算処理に係る申請の諾否を決定したときは、電算処理決定通知書により、申請した関係市町に通知するものとする。

（廃止処理の申請）

第12条 関係市町は、廃止処理が必要となった場合には、電算処理申請書を、十分な余裕を持って運営管理者に提出するものとする。

2 運営管理者は、前項の電算処理に係る申請の諾否を決定したときは、電算処理決定通知書により申請した関係市町に通知するものとする。

（電算処理経費）

第13条 前3条の場合において、電算処理に係る経費は、申請した関係市町が負担するものとする。

（データの保護）

第14条 運営副管理者は、IDCにて処理されるデータの保護について、漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、事業者に適切な措置を講じさせなければならない。

2 運営副管理者は、IDCにて処理されるデータの全部又は一部を複製し、消去し、又は廃棄するときは、データ保護のために、事業者に必要なかつ適切な措置を講じさせなければならない。

3 運営副管理者は、IDCにて処理される記録媒体について、事業者適切に管理させなければならない。

（データの授受）

第15条 事務局が関係市町との間で電算処理に必要なデータの授受をするときは、データ送付書（様式第3号）を用いなければならない。

2 関係市町が、条例第4条第1項に規定する関係市町機関等（以下「関係機関等」という。）との間で電算処理に必要なデータの授受をするときは、事務局にデータ送付依頼書（様式第4号）を提出しなければならない。

3 前項の規定により、事務局が関係市町機関等との間で電算処理に必要なデータの授受をするときは、データ授受書（様式第5号）及び関係市町機関等が指定する授受書等を用いなければならない。

（ドキュメントの管理）

第16条 運営副管理者は、ドキュメントの作成に当たり事業者標準化及び効率化に努めさせるとともに、ドキュメントの保管に当たっても事業者適切な措置を講じさせなければならない。

（事故対策）

第17条 運営管理者は、IDCにおいて重大な事故が発生したときは、事業者事故の経緯、被害状況等を速やかに調査及び報告をさせ、その内容を管理者に報告するものとする。

2 運営管理者は、前項の事故が発生したときは、事業者はその復旧のために必要な措置を講じさせなければならない。

(立入りの制限)

第18条 運営副管理者は、IDCの内部に関係者以外の者が立ち入ることのないよう、事業者に必要な措置を講じさせなければならない。

(情報の提供及び交換の制限)

第19条 運営管理者は、条例第10条の規定により情報の提供又は交換をする場合は、その対象となる情報を必要最小限のものに限るとともに、秘密の保持その他必要事項を付さなければならない。

(事務の委託)

第20条 運営管理者は、電算処理業務の一部を委託する場合は、条例第11条の規定に基づき、次に掲げる事項を契約書及びその他の書類に明記するものとする。

- (1) 秘密の保護に関する事項
- (2) 再委託の禁止及び権利義務の譲渡に関する事項
- (3) 指定目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 事故発生時における報告業務に関する事項
- (6) 情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止に関する事項
- (7) 借出資料の返還の義務に関する事項
- (8) その他必要な事項
- (9) 前各号に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項

(事務の委託制限)

第21条 関係市町は、電算システムの共同利用に係る事務の全部又は一部について、運営管理者の承諾なくして委託することはできない。

第3章 審議会

(会長及び副会長)

第22条 条例第12条の規定により設置する審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、総務課において行う。

第4章 補則

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成18年1月25日規則第1号）

この規則は、平成18年2月13日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条～第12条関係）

第 号
年 月 日

福井坂井地区広域市町村圏事務組合
電算システム運営管理者 宛

市町名

電算管理者名

印

電 算 処 理 申 請 書
(新規・変更・廃止)

下記のとおり電算処理を申請します。

記

業 務 名	
担 当 所 属 名	
担 当 者 名	
目 的 (基本法令等)	
処 理 内 容	
処理希望年月日	

様式第2号（第10条～第12条関係）

第 号
年 月 日

市町名

電算管理者名

福井坂井地区広域市町村圏事務組合
電算システム運営管理者

電 算 処 理 決 定 通 知 書

年 月 日付 号にて申請のあった

業 務 名	
-------	--

に関する電算処理については、下記のとおり取り扱うことが決定したので通知します。

記

1 申請に係る電算処理を （ 行います ・ 行いません ）

2 特記事項

--

文 書 処 理 者	
-----------	--

様式第3号（第15条関係）

第 号
年 月 日

受領団体名

送付団体名

データ送付書

下記のとおりデータを送付します。

記

1 送付者	所 属	
	氏 名	
2 データ内容	使 用 業 務 名	
	デ ー タ 名 称	
	形 式	
	媒 体	FD・MO・CD・その他（ ）
	数 量	
3 送付先	所 属	
	担 当 者 名	
4 備 考		

様式第4号（第15条関係）

年 月 日

福井坂井地区広域市町村圏事務組合
電算システム運営管理者 様

データ送付依頼書

下記のとおりデータの送付を依頼します。

記

1 データ内容	使用業務名	
	データ名称	
	形式	
	媒体	FD・MO・CD・その他（ ）
	数量	
2 送付先	機関名称	
	部署名	
	担当者名	
3 送付理由		
4 担当者	所属名	
	氏名	
5 備考		

様式第5号（第15条関係）

データ授受書

データ送付

送付者（甲）	団 体 名	福井坂井地区広域圏事務局
	所 属	総務課
	担 当 者 名	
受領者（乙）	団 体 名	
	所 属	
	担 当 者 名	
データ送付日	年 月 日	
データ内容	使用業務	
	データ名称	
	形 式	
	媒 体	FD・MO・CD・その他（ ）
	数 量	
	返却の有無	有 ・ 無
	備 考	

データ返却

返却者（乙）	団 体 名	
	所 属	
	担 当 者 名	
受領者（甲）	団 体 名	福井坂井地区広域圏事務局
	所 属	総務課
	担 当 者 名	
データ返却日	年 月 日	
備 考		